



介護保険制度

誰もが安心して利用できるようにせよ

3月議会について

日本共産党は、今議会で提案された議案の内、平成21年度一般会計予算、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、桜井市高齢者総合福祉センター条例の一部改正（竜吟荘の浴場の利用休止）、桜井市保育所条例の一部改正（平成22年4月1日より、第4保育所を民営化する）案など、市民サービスの後退や市民のくらしを脅かす議案については唯一反対を貫きました。

吉田議員

4月から第4期介護保険制度の改定がおこなわれる。65歳以上の被保険者の月額基準額は、3年前の基準額4,085円から3年平均で4,245円セントアップの4,253円の条例改正案が今議会に提出されている。また、介護保険を利用するため必要となる、要介護度の調査と認定の仕組みが変更になる。これまでにも要介護認定の仕組みは、認知症の人などを中心に、実態がきちんと反映されるよう、軽度に変更となつていく。

ところが、今回の見直しは、調査項目を削減し、それらの項目に関連して、調査員が気づいた点を伝える特記項目の欄も合わせて減らすことなどが盛り込まれている。

市長は第4期介護保険制度の改定について、どのよう

谷奥市長

第3期介護保険事業計画の基本方針である、介護予防の推進、地域ケアの推進と施設サービスの見直しの方針は、第4期事業計画においても、変更しないという考え方が国から示されている。

ただし、療養病床から老健施設等への変換分の取り扱いを明確にした見直しがおこなわれた。桜井市において、今後の介護保険制度を運用していききたい。

吉田議員

地域支援包括センターや居宅介護支援事業所を訪問したが、一ますます必要な介護が受けられなくなるなど、寄りには大変だ。不安の声も事業関係者から不安の声も出されている。

そこで市長に、4点について尋ねたい。主治医の意見書を尊重していただきたい。

谷奥市長

調査項目が82から74項目になったことにより、主治医の意見書や認定調査票の特記事項が重要視されるため、指摘いただいたことは大変重要なことである。

今後さらに、認定調査の公平・公正に努めたい。保険料のあり方については、十分調査・研究していききたい。

当面は、現行通り運営した。保険料を一定期間滞納された場合、サービスに一定の制限を受けることになり、分納誓約等により納付される場合は、通常のサービスを受けられる。対応している。配食サービスの項目には含まれておらず、対応は困難である。

吉田議員

今議会の議案に国保税の14.5パーセント引き上げの、条例の一部改正案が提出されている。国保は、無収入や低所得層が多く、助け合いの精神だけではなりたたない。国が負担割合を引き下げていくことが、保険財政を苦しめることになる。国が元に戻すまでの間は、社会保障と体が繰り入れをおこない、自治体が無理なく払える保険税にする必要がある。

今、市民のくらしは極限状態にある。こういう時に、国保税の引き上げは、絶対にすべきでない。考えるが、市長の考えを聞きたい。仮に今年度において赤字会計になつた場合、来年度、さらに引き上げをおこなわれるのかどうか、この点も合わせて考えを聞きたい。

谷奥市長

国民健康保険財政の厳しい状況から、21年度の保険給付費の伸び率を推計すると、多額の財源が不足することが予測される。19年ぶりに保険税の引き上げの条例案等を単年度赤字が解消することは、大変厳しい状況である。

国民健康保険財政において、国民健康保険から繰り入れの困難な状況にあるが、保険税の再度の引き上げは、当分の間は難しい状況であるため、繰上充用等も含めて、今後検討していくところである。



一般会計からの繰り入れを行い 国保税の大幅引き上げはするな

